

体の役割と峻別し、自治体が自助努力の必要性を訴えるだけで向上するものではありません。自治体は、困難な問題を市民の自助に押し付けるものでなく、市民とともに悩み、解決策を協働でつくりあげなければならないと思います。

そこで、以下質問させていただきます。

①防災行政無線について

現在まで、相当数の無線放送塔いわゆる子局が建設されましたが、市内の多くの地域において、聞こえている状況と思われます。

平成29年7月に起こった九州北部豪雨災害では、防災行政無線が雨の音でかき消され聞こえなかったという問題があったようです。このような事例を受け何か本市でも講じるべきではないかと思うが伺います。

そして、一人生活者(年配者や障害者など)の対策として、直接、ご本人へ伝える方法のものとして、例えば、防災行政無線における戸別受信機など、検討していただきたいと思います。

そこで、現状と今後の計画についてどのように考えているのか。

危機管理監より 防災行政無線におきましては、平成26年度に音達調査を行いこれに基づき難聴地域の解消に努めてきており、本年度に2箇所工事を行う事でほぼ市内全域をカバーすることとなっています。しかしながら、子局の近くに大きな構築物等の建設や、住宅の機密性等で聞こえない、又は、聞こえづらいなど一部の地域にそのような場所ができてしまうこともございます。

また議員がおっしゃったように、先の大雨の中で防災行政無線の音声が雨で聞こえなかった。川の流れる音等で何を言っているのか分からなかった、といったことが、メディア等で報道されているところは認識しております。また、本市でも雨が激しく降り続く中、同様によく聞き取れない状況も想定されることから、現在、防災行政無線の内容が再度聞けるテレホンサービスを開設しているとともに、避難を呼びかける等の場合は、サイレン等を組み合わせ、行っていくところでもあります。

そして、住宅事情や聞こえづらい地域については、放送内容が届く様々な手法があることから効果や経費等の面も含め検討する。

議員より ②緊急輸送道路について

本市が指定する緊急輸送道路は実際に市民が避難する道路でもあります。しかしながら、緊急の車両等が走行する際、本当に機能するのか不安なところがあります。今後の緊急輸送道路の路線の見直しや災害時その道路や橋梁、また、それらに付随する施設に対してどのような安心安全な防災対策を実施する計画となっているのか?

また、本市の場合、オリンピック通りが指定されています。この道路の一部がまだ整備されていない状況であります。緊急輸送道路は災害時にはとても重要な役割があることから、拡幅など早急な整備を要望したいが如何ですか?

次に、緊急輸送道路を通過する際の河川について、河川の決壊を未然に確認するために、河川監視カメラなど主要な場所へ増設すべきと思うが如何か。

更に、緊急輸送道路付近にあるスーパー堤防(正式には高規格堤防)について、以前、私の一般質問でスーパー堤防に防災ヘリコプターなど緊急時の離着陸拠点としてどうかとお尋ねをしました。

再度、昼夜問わず24時間使用できるよう国、県へ要望すべきと思いますが。



危機管理監より 緊急輸送道路は防災活動拠点となる避難所や救急指定病院などを結ぶ重要な道路であり、新たに指定された避難所もあることから、これらがうまくつながるように緊急輸送道路の一部見直しをまいります。また、市民の避難や緊急車両の通行等が円滑にできるように道路・橋梁の整備を推進します。

そして、国道や県道の緊急輸送道路については外部からの物資や人的な応援等が入ってくる重要な路線でありま

すことから、緊急輸送道路の整備について国及び県に要望します。

そして、現在市内を流れる河川については5台のカメラで監視をしているところですが、昨今のゲリラ豪雨等による急激な水位の上昇があることから、場所等も含め増設については検討してまいります。

消防長より スーパー堤防のヘリポートについて、高規格堤防の公園は荒川リバーステーションと戸田競艇場とも隣接しており防災拠点としての重要度も高くありますので、24時間運用可能な臨時離着陸場として再度要望していきます。

議員より ③防災訓練について

その地域に災害が起きた時どのように行動をするか、また、何をするのか描かれている地域防災計画が本市でも作成されておりますが、あれだけの冊数に対して本当に個別に実行されているのか、また、防災訓練等を通して計画通り行動し、その訓練に対してしっかり検証がなされているのか疑問に思うところがございます。そこで、本市の地域防災計画をどのように考えているのか。

危機管理監より 地域防災計画を、より実行性のあるものにしてまいりたいと考えております。

議員より ④救援ボランティア等の対応について

被災後は、多くの人の力が必要となり、清掃活動、避難所の運営等、様々な場面で救援ボランティアの方々が活躍されると思われます。

いざ、災害が発生した場合、どこの自治体も大体、行

政とボランティアとの間に社会福祉協議会等が窓口となり対応しています。このボランティアの受け入れ態勢がどうもうまくいってないと聞いています。

そこで、ボランティア事前登録制など考えてみてはと思いますが如何ですか? お伺いします。

危機管理監より 災害ボランティアセンターでのボランティア受け入れに関して、災害発生直後は、援助を受け入れる側の体制が整っておらず、混乱が生ずる場面もあると思います。初動時の混乱を最小限にするために、どのような方策が有効なのか、議員ご提案の、ボランティアの事前登録等を含めて検討が必要だと考えてます。社会福祉協議会等のネットワークも使って情報収集し、どのような体制が必要なのか、先進市の事例も参考にしながら、関係機関と協議し、研究を進めてまいります。

議員より ⑤罹災証明書の対応について

災害後における市民生活の再建は急務であり、非常に重要である。実際本市が災害に見舞われた場合、どのようなスキームで行われることとなっているのかお伺いします。

そして、この罹災証明書発行には、どこの自治体も大半は体験をしていない状況です。この罹災証明書を速やかに発行できるか否かで、被害があった地域での都市整備等の復旧復興の進捗状況がだいぶ違う。

そこで、どのような時でも速やかに罹災証明書が発行できるよう訓練をしておくべきと考えますが?

危機管理監より 罹災証明書の発行につきましては、平成27年度からシステムが稼働しており、実際に手続きがスムーズにできるかどうか、本年中に訓練を行う予定です。

学校給食に関する課題について

議員より 学校給食については、戦後の児童の向上には、学校給食が果たしてきた役割が大きいと評価され、日本の学校給食のはじまりは、1889年(明治22年)に山形県で提供されたことに遡るようである。

1954年(昭和29年)には学校給食法が制定され、1956年(昭和31年)には、小学校のみならず、中学校の生徒にも学校給食法の適用が拡大され現在の学校給食が存在しています。さて、学校給食に関する課題の一つとして、個人の食べる量の違いや食の好みによって、残菜が多く残るといった問題があります。特に中学生では、男女間や

体格によっても食べられる量が違い、必要な栄養摂取量も個人で異なることが課題となっています。

このような課題がある中、学校へ足を運ぶと特に中学校の生徒から学校給食の量が少ない、直ぐお腹が空き部活までもたない、何とかして。また、同様の意見が保護者の方からも何とかしてという意見がございます。

そこで、

1. 中学生の給食の量について
2. 給食の残菜について
3. 給食の配膳方法について